第百三十一条の五第四項中「内国法人が法」を「内国法人が、法」に改め、「当該内国法人が」を削り、同条第八項中「受けた法人」を「受けた内国法人」に、「それぞれ」を「、それぞれ」に改め、同条に次の四項を加える。

10　内国法人が、法第六十四条の四第三項の規定の適用を受ける場合（第一項第五号に掲げる場合に該当する場合に限る。）において、医療法施行令第五条の五の四第一項（実施計画の変更）に規定する認定実施計画（以下この項及び次項において「認定実施計画」という。）に記載された同令第五条の五の二第一項第三号に規定する実施期間（同令第五条の五の六第一項（実施計画の認定の取消し等）の規定により当該認定実施計画に係る計画の認定が取り消された場合又は同条第四項の規定により当該計画の認定の効力が失われた場合にあつては、当該計画の認定が取り消された日又は当該計画の認定の効力が失われた日以後の期間を除く。以下この項において「実施期間」という。）内において救急医療等確保事業用資産の取得（第五十五条第一項（資本的支出の取得価額の特例）の規定による取得を含む。以下この項において同じ。）をしたときは、当該取得をした救急医療等確保事業用資産の取得価額は、零（当該救急医療等確保事業用資産の取得価額が第一項第五号に定める金額から当該内国法人が実施期間内において既に取得をした各救急医療等確保事業用資産の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の合計額を控除した残額（以下この条において「救急医療等確保事業用資産取得未済残額」という。）を超える場合には、その超える部分の金額）とする。

一　この項の規定の適用を受けた救急医療等確保事業用資産　その適用を受ける前の取得価額からこの項の規定により取得価額とされた金額を控除した金額

二　この項の規定の適用を受けるべきこととなる救急医療等確保事業用資産　その取得価額からこの項の規定により取得価額とされる金額を控除した金額

11　法第六十四条の四第三項の規定の適用を受けた内国法人が認定実施計画に記載された医療法施行令第五条の五の二第一項第三号に規定する実施期間終了の時において救急医療等確保事業用資産取得未済残額を有する場合（同令第五条の五の六第一項の規定により当該認定実施計画に係る計画の認定が取り消され、又は同条第四項の規定により当該計画の認定の効力が失われた場合を除く。）には、当該救急医療等確保事業用資産取得未済残額に相当する金額は、当該実施期間終了の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

12　法第六十四条の四第三項の規定の適用を受けた内国法人が、医療法施行令第五条の五の六第一項の規定により計画の認定を取り消された場合において、その取り消された日において救急医療等確保事業用資産取得未済残額を有するときは、当該救急医療等確保事業用資産取得未済残額に相当する金額は、その取り消された日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

13　法第六十四条の四第三項の規定の適用を受けた内国法人を被合併法人とする合併が行われた場合において、当該被合併法人が当該合併の直前において救急医療等確保事業用資産取得未済残額を有するときは、当該合併に係る合併法人（当該合併の日において医療法第四十二条の二第一項（社会医療法人）に規定する社会医療法人に該当するものを除く。）の当該合併の日の属する事業年度以後の各事業年度においては、当該合併法人は法第六十四条の四第三項の規定の適用を受けた内国法人と、当該被合併法人が有していた当該救急医療等確保事業用資産取得未済残額は当該合併法人が当該合併の日において有する救急医療等確保事業用資産取得未済残額と、それぞれみなして、前三項の規定を適用する。

第百三十五条第三号中「第二十二条第一項第三号」を「第二十二条第一項第四号」に改め、同条第五号中「第七条の二十」を「第七条の二十第一項」に改める。

第百三十九条の十第一項中「百分の十六・三」を「百分の十・四」に改め、「乗じて計算した金額」の下に「（同条第一項に規定する特定同族会社が当該事業年度において支出した地方税法附則第八条の二の二第一項（法人の道府県民税及び市町村民税の特定寄附金税額控除）に規定する特定寄附金につき同項及び同条第七項（同条第十三項の規定により読み替えて適用する同法第七百三十四条第三項（都における普通税の特例）において準用する場合を含む。）の規定により道府県民税及び市町村民税（都民税を含む。）の額から控除される金額がある場合には、当該特定寄附金の額（当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限る。）の合計額の百分の二十に相当する金額と調整地方税額（当該計算した金額に、次項第二号イに掲げる規定により法人税の額から控除する金額に百分の十・四を乗じて計算した金額を加算した金額をいう。）に百分の二十を乗じて計算した金額とのうちいずれか少ない金額を控除した金額）」を加え、同条第二項第一号イ中「第四十二条の六第十二項」を「第四十二条の六第七項」に改め、同号ハを削り、同号ニを同号ハとし、同号ホを同号ニとし、同号ヘ中「へに」を「ホに」に改め、同号ヘを同号ホとし、同項第二号中「法人税額超過額」を「調整前法人税額超過額」に改め、同号ロ中「第四十二条の六第七項から第九項まで」を「第四十二条の六第三項から第五項まで」に、「第四十二条の十二第二項」を「第四十二条の十一の二第二項」に、「第四十二条の十二の二（に」を「第四十二条の十二（特定の地域において」に改め、「の規定の適用を受ける同項」を削り、「、第四十二条の十二の四」を「又は第四十二条の十二の四」に改め、「又は第四十二条の十二の五第七項及び第八項（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）（同法第四十二条の四第二項に規定する中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）」を削る。

第百四十一条の二中「合計額」の下に「（当該合計額が零を下回る場合には、零）」を加える。

第百四十一条の三第一項中「控除した」を「減算した」に改める。

第百四十一条の四第二項第三号中「負債の利子の額」の下に「（次号に掲げる金額を含む。）」を加える。

第百四十二条第一項中「第四十二条の六第十二項」を「第四十二条の六第七項」に改め、「、同法第四十二条の十第五項（連結納税の承認を取り消された場合の国家戦略特別区域における機械等に係る法人税額）、同法第四十二条の十一第五項（連結納税の承認を取り消された場合の国際戦略総合特別区域における機械等に係る法人税額）」及び「、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十七条（情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項（情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）」を削る。

第百四十五条の六第一項を削り、同条第二項中「第六十九条第四項第八号」の下に「（外国税額の控除）」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第百四十五条の十四中「第六十九条第六項」を「第六十九条第五項」に改める。

第百四十五条の十五中「第六十九条第八項」を「第六十九条第七項」に改める。

第百四十六条第一項中「第六十九条第十一項」を「第六十九条第十項」に、「第六十九条第九項」に改め、同条第二項中「第六十九条第十一項」を「第六十九条第十項」に改め、同条第三項中「第六十九条第十一項」を「第六十九条第十項」に、「第六十九条第九項」に改め、同条第四項及び第五項中「第六十九条第十一項」を「第六十九条第十項」に改め、同条第六項中「第六十九条第十一項第二号」を「第六十九条第十項第二号」に改め、同項第二号及び第四号ロ中「第六十九条第十項」を「第六十九条第九項」に改め、同条第十一項中「第六十九条第十二項」を「第六十九条第十一項」に改める。

第百五十条第一項中「第六十九条第十四項」を「第六十九条第十三項」に、「同条第十一項第二号」を「同条第十項第二号」に改める。